

令和2年10月

電子申請がスタートします

令和2年4月から特定法人（※1）について、電子申請が義務化されておりますが、当組合でもマイナポータルを利用した電子申請の取り扱いを開始いたします。

特定法人の事業所が、社会保険・労働保険に関する一部の手続きを行う場合には、電子申請で行うことになります。

（※1）特定法人とは

資本金等の額が1億円を超える法人等

国税庁HP（<https://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/index.htm>）

にて「電子申告の義務化の対象法人一覧表（組織区分別）」が確認できます。

○電子申請の義務化は、2020年4月以降に開始される各特定法人の事業年度から適用されます。

○社会保険労務士や社会保険労務士法人が、特定法人に代わって手続きを行う場合も含まれます。

電子申請とは

○インターネットを利用して申請・届出する方法です。

○インターネットを経由するため、いつでも手続きが可能です。また、届出書類を郵送する必要がないため、コスト削減などのメリットがあります。

※特定法人以外の事業所についても、電子申請での届出が可能です。

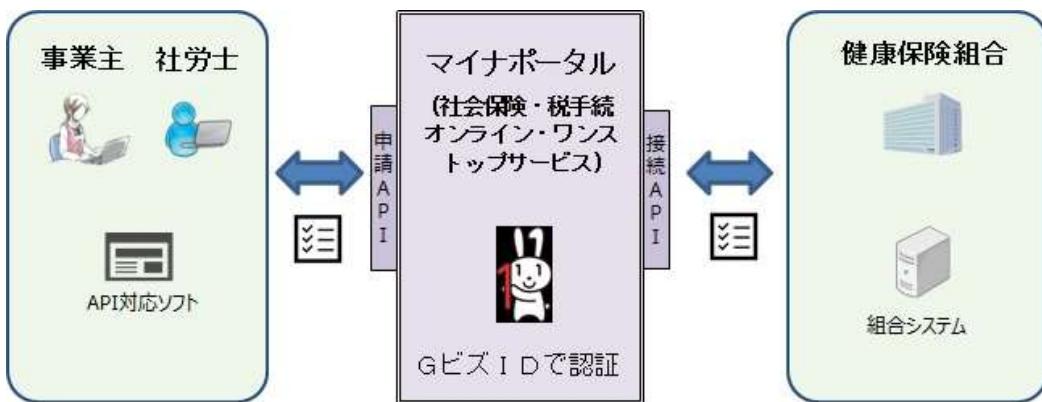
該当の届出

当組合では、以下の3届出について電子申請での届出が可能となります。

| 電子申請ができる届出 | 形式 | 備考 |
|-------------------|--------|------------------------|
| 算定基礎届・月額変更届・賞与支払届 | KPFD様式 | 電子申請義務化対象の届出 (特定法人) |

※資格取得届・資格喪失届等については、導入可能となった際に、ホームページでお知らせいたします。

電子申請の仕組み



必要な環境

申請を行うには、申請APIと連携する人事・給与システムが必要となります。申請APIへの対応状況は人事・給与システムごとに異なりますので、ご利用のシステムベンダーにお問合せください。

届出形式

日本年金機構の届出作成プログラムにより作成された、届出用電子データKPFD様式（csvデータ）での届出となり、人事給与システムを用いた電子申請に添付します。

※届出作成プログラムから直接、マイナポータルに申請することはできません。

参考：日本年金機構（GビズIDの取得方法、届出作成プログラムの利用）

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/program/download.files/pamphlet01.pdf>

GビズID

事業主様が電子申請される際は、法人共通認証基盤による資格情報確認により申請者の確認を行いますので、事前に「GビズID」の取得が必要です。

「GビズID」の取得



電子申請には「GビズID」の取得が必要です。

令和2年4月からの電子申請をご利用いただける「GビズID」とは、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

「GビズID」には2種類のアカウントがあり、手続きではどちらも使用可能です。



法人代表者もしくは個人事業主のアカウント



組織の従業員用のアカウントとして、gBizIDプライムの利用者が自身のマイページで作成するアカウント

「GビズID」の手続き方法について、経済産業省GビズIDのホームページをご覧ください。
(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)



申請可能時期等、詳細が決まりましたらホームページでご案内いたします。